



一片の氷、 玉壺にありや？

ひょう しん

ぎよく こ

——公文書界隈を徘徊する——

ふくい
福井 ひとし

第五回

嵐のあと——伊勢湾台風と事務次官会議

本稿の紹介

唐の詩人・王昌齡は赴任先の辺地から、友人たちに言い送った。「一片の氷心、玉壺に在り」（おれは、ひとかけらの氷のように透明な心を、玉のように穏やかな精神の中に入れた——そんな澄み切った気持ちで今はいると）。

そんな気持ちでいることは、欲望や悩みに汚れた生身の人間には簡単ではない。しかし、文書にサインや押印

する、その一瞬の中になら、透明なものが見つかるかも知れない。過去の歴史の一面に、誰かの透明な思いが残っているのではないか。・・・と思って、公文書の森を徘徊します。今日は何か見つかるでしょうか。

くつ塚の由来

先日、名古屋市南部にある「くつ塚」①を見に行ってきました。「くつ塚」とは面妖な名前ですが、昭和三四年九月の伊勢湾台風のと、ここに遺骸と「くつ」が多数流れ着いたことからつけられたそうです。この台風の死者数は五〇九八人に上り、一度の災害での死者としては、阪神神



①名古屋市南区の「くつ塚（伊勢湾台風殉難者慰霊之碑）」（筆者撮影）

戸震災まで、戦後日本最大の被害となりました。
伊勢湾台風以降、日本の風水害対策は「戦後型」から「先進国型」へと変貌したと言われます。

当時（引用者注・昭和三〇年代前半）、大型台風による死者数を百、千の単位で数えるのは「日本の常識」であった。・・・経済白書が「もはや戦後ではない」と書いた三年後に、なおも戦敗国型の台風災害が起こったのであった。この（伊勢湾台風による）災害は、日本の各界に大きな衝撃を与え、・・・日本には自然災害に対する総合的な戦略がないことが明らかになった。・・・自治体の長の下に有機的に結集して自然災害と戦うという方針が打ち出され・・・たのであった。

（倉嶋厚「風水害の時代的変容と防災気象情報のゆくえ」
「日本の空を見つめて 気象予報と人生」所収）

この号が発行されるころは、ちょうど九月一日、伊勢湾台風が契機になって制定された「防災の日」です。今回はそのころの公文書を眺めてみましょう。災害は忘れたところに・・・と言いますが、昨今は忘れるひまもなく次々と災害が起こっています。二〇二六年度には「防災庁」も設立の予定です。さすがに伊勢湾台風まで遡って文書を見るようなことはもう無いのかも、とは思いますが。

二つの「天気図」

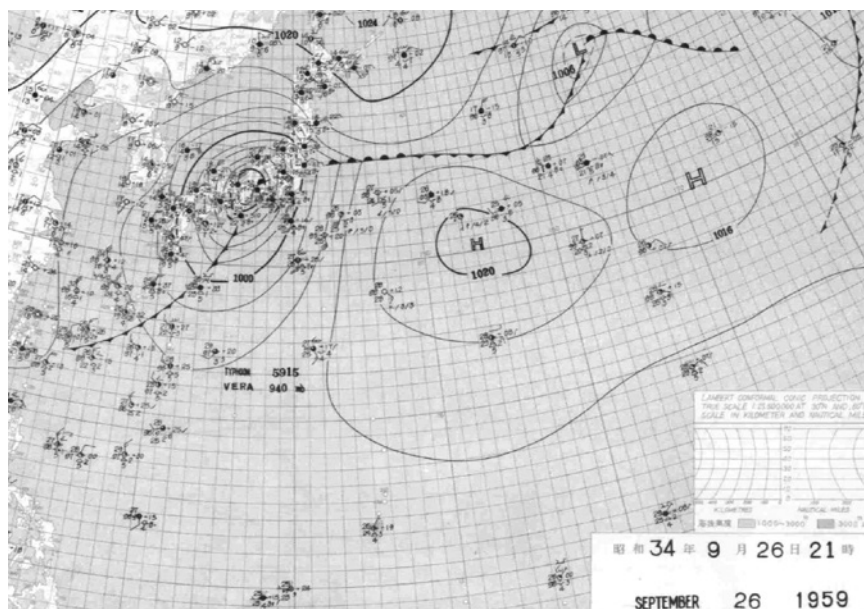
②の昭和三四年九月二六日二一時の「天気図」を見えます。

明治以来の天気図は、太平洋戦争中に軍事機密だった時期のものも含め、現在、国立国会図書館のデジタル画像で見ることができて、測候所ごとのその日その時の天気や我が国を取り巻く大気の様子がわかり、実に便利です。ありがたい。

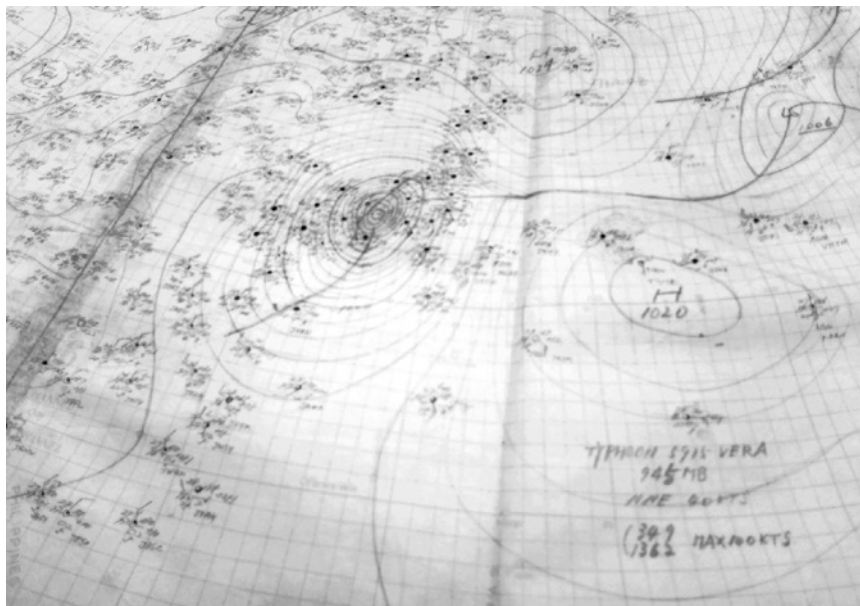
ところで、国立公文書館にも「天気図原図」と呼ばれる文書群があります。筑波にある分館に保管されていて、ほとんどの用は国会図書館のデジタル画像で足りるですから、デジタル化もされておらず、滅多に閲覧されるものではないのですが・・・。

③は②と同じ九月二六日二一時の「地上天気図原図」です。しろうと（である筆者）の見た目でも、②の天気図（印刷天気図）と呼ばれていることもあります（とほぼ同じ、こちらが原図になっているのがわかります）。

ただし、③には、各地の測候所の観測数値をペンで書き入れたあと、鉛筆で等圧線が描かれ、何度も消しゴムで消した後もあります。左上側、三角形の白地図を貼り合わせていくため、セロテープが使われています。担当者のメモでしょうか、印象的な言葉が書き込まれていたりします。



②国会図書館デジタルコレクション「天気図」昭和三四年九月二六日二一時



③「天気図原図」昭和三四年九月二六日二一時（筆者撮影）



④同上

この図にも、右下の方に赤字で「typhoon 5915 VERA」と、まだ「伊勢湾台風」の名を持たない段階の五九一五台風の恐るべき諸元が書き込まれています。

そして、右隅に担当官のサインが入ります(④)。左から、記入者、作図、整理(空白)、修補。当時の職員録等と突き合わせればお名前の確認もできそうです。

巨大台風に緊張した担当者たちの吐息さえ聞こえてきそうです。この時間、そいつはすでに日本列島のど真ん中にいる。

「印刷天気図」以上に「その時、その場所」を生きたまま写し取った、「国民共有の知的資源」（公文書管理法第一条）です。恥ずかしながら、中身は専門家でないとわけがわからないので、一般の方には閲覧をおすすめしません（取り寄せるのは公文書館の仕事ですが、大きくて重いので見る人もたいへんです）が、日本国はこんなものを持っているのだ、ということとはご記憶いただいていいのではないかと思います。

しかしながら、「天気図原図」は、「印刷天気図」が明治一六年三月からずっと遺っているのに対して、大正一二年九月からの分しか遺されていません。

・・・昼間は南風で気象台（引用者注…当時中央気象台は今の気象庁大手町庁舎の近く、KKRホテルのあたり）は安全と思われたが、夕刻北風に変わって火の粉は神田川を越えて気象台の庁舎へも飛んでくるようになった・・・日没、火はついに本庁舎に燃えついた・・・書類等は地面に穴を掘って詰めなどすることが出来たが、古くからの天気図の原図等は重いのとガラスの破片の為持ち出すことが出来ず皆焼いてしまった・・・

と、長野や下関の測候所長を歴任した梶間百樹さんという

方が残念そうに回顧しておられますとおり、それ以前の分は、関東大震災で焼けてしまいました。（「測候思い出話」（気象百年史資料編）（昭和五〇年気象庁））

しかし、その九月一日分から、「側候精神」さながらに一日も欠かさずに莫大な量の天気図原図が遺されています。

台風一過

台風一五号は翌朝にかけて夜の日本列島中央部を通りぬけました。そして、愛知・三重・岐阜の三県を中心に、死者・行方不明五千を超えという「史上最大の被害」（昭和三四年一〇月一日毎日新聞一面見出し）をもたらしました。こういった実況は公文書よりマスメディアが頼りになります。

⑤が台風一過の翌日の情報です。その後、日を追って被害は大きくなり、取り残された被災者も明らかに増えてきます。

中央政府の動き

台風一五号被害は、早速全省レベルで問題となりました。この問題を中心に、内閣官房から移管されている「閣議・次官等会議資料」文書を使って、当時の事務次官等会議の様子を見ていこうと思います。

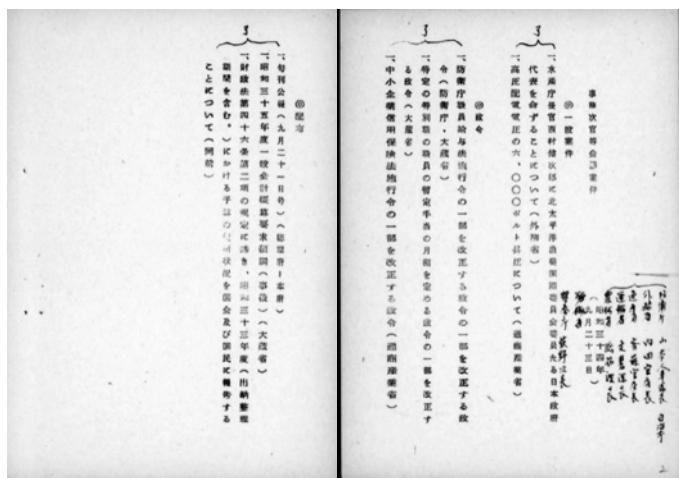
件表⑥を見てみます。

まず、台風の襲来前、九月二三日の事務次官等会議の案



⑤毎日新聞、昭和三四年九月二七日夕刊一面。

案件そのものより右下のおそらく首席参事官によるメモをみていただくと、代理出席がそこそこあります。防衛庁は人事課長、外務省・通産省は官房長、運輸省は文書課長、農林省は総務課長、警察庁は次長が代理者として出席との



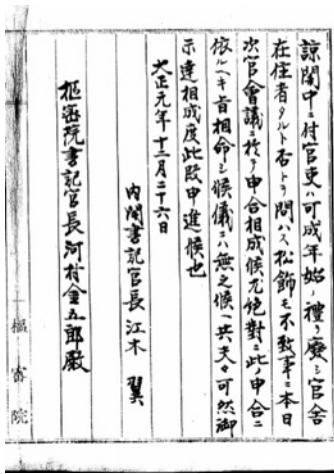
⑥「閣議・事務次官等会議資料」昭和三四年九月二三日事務次官等会議資料「案件表」

こと。労働省と自治庁についてはどなたが代理出席したか名前もありません。

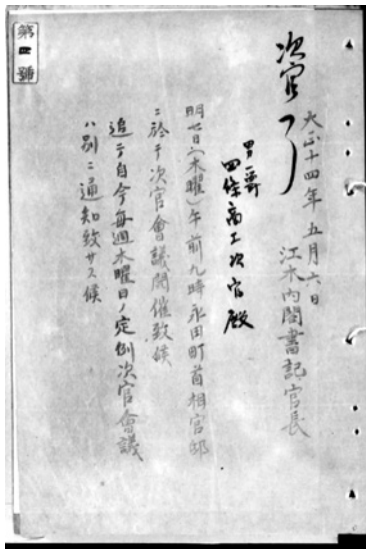
「ちよつと待て。事務次官等会議ってなんだ？」

と普通疑問を持ちますよね。確かに、わたしなどにはその響きを聴いただけで重くのしかかってくるような言葉ですが、一般に公開されていたわけでもないし、今はもう存在さえしていない会議ですから、少し説明が必要かも知れません。一言でいえば、各省の事務次官たちの定例会議です。

⑦は国立公文書館のデジタルアーカイブで拾える限り、「次官会議」の語が現われる最古の文書です。官吏は、明治天皇崩御後の正月年始の礼を省略すること、門松も飾ら



⑦「枢密院文書」明治四五年～大正元年「宮内庁往復等」中「諒闇中官吏は可成年始の礼を廢し松飾も不致事に次官會議に於て申合方内閣書記官長通知」（大正元年一二月二六日）



⑧「閣議等関係文書・内閣通牒・大正一四～昭和一〇「定例次官會議に関する件（木曜日）」

ないようにすることについて、「本日、次官會議に於て申合相成候」と書かれています。内容も形式も内閣書記官長から枢密院書記官長に送られてきた文書として自然なのですが、なぜか「枢密院」の用紙にかかれてるのが気になります。送付されてきたものをだれかが写して枢密院内に周知したのかも知れません。（ああ、気になる。）

⑧は次官會議が定例で開かれるものであることを書いた最古の文書です。大正十四年五月六日、内閣書記官長から商工次官に宛てて、明七日（木）午前九時から

永田町首相官邸（今の首相公邸ですね）において次官會議開催致候

だそうなのですが、

追て自今毎週木曜日の定例次官會議は別に通知致さず候

とのこと。このころ、次官會議が定例化しはじめたことがわかります。ところで、本題からは外れてしまうのですが、⑦と⑧よく見比べてみていただくと驚くことはありませんか。十数年経過しているのに、差出人が同じ「江木内閣書記官長」なのです。江木翼は明治六年山口県生まれ、東京帝国大を経て内務省に入省、大正元年二月二一日発足の第三次桂内閣の内閣書記官長。したがって、⑦は任官直後の文書になります。桂内閣は大正政変で翌年二月に倒れ、江木も書記官長を離れますが、大正三年大隈内閣の書記官長となり、今度は大正五年まで在職、この間に貴族院議員に勅選され、今度は大正一三年の加藤高明内閣で書記官長、大正一五年一月まで務めるので、⑧はこの時の文書になります。この間ずっと書記官長をして「ぬし」のようになつていたわけではありません。よかったです。その後、司法大臣、鉄道大臣も務めた立憲民政党の大立者です。

「事務次官等會議」になる

戦前の次官會議は、どちらかといえば親睦会に近く、官吏の働き方に関する申合せや服務規律の確認などをしていました。戦中からは内閣書記官長や情報局長、技術院次長らとの実務的な會議になり、戦後の東久邇宮内閣、幣原内閣時代には相当詳細な議論もしているようです。昭和二三

年、片山内閣などの閣議運営を補佐するため、閣議に係る案件の事前調整を行うようになり(⑨)。閣議があまり機能しないのに業を煮やした池田大蔵、佐藤鉄道の次官の策だというのですが、また、国家行政組織法上、「次官」が「事務次官」と「政務次官」になったことから、「事務次官會議」と呼ばれるようになります。吉田内閣時代にメンバーがほぼ固定化しますが、昭和三二年に総務副長官が加わり、(⑩)。それ以前から長官や次長もいたのですが、この時から「事務次官等會議」という名称になりました。

⑨の「一」をみると

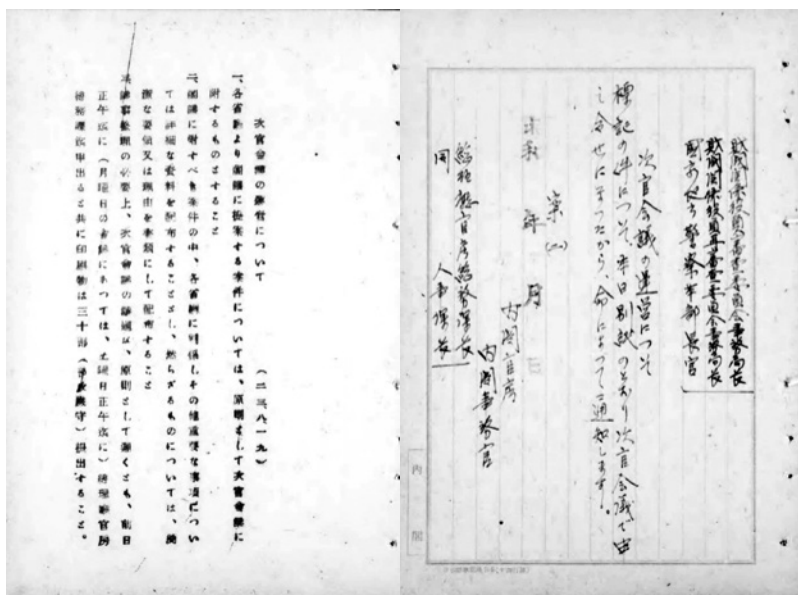
各省より閣議に提案する案件については、原則として次官會議に附するものとする

とされた旨、各省に内閣官房から通知されました。「三」で資料の提出は

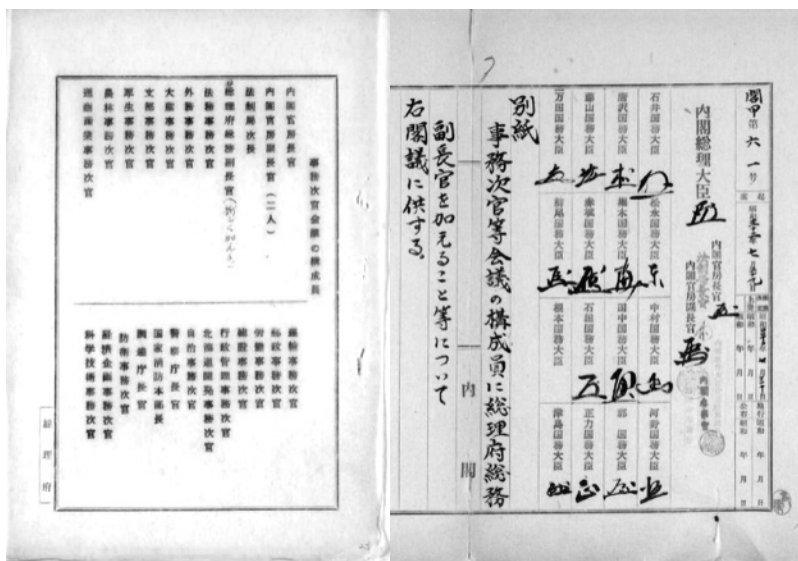
原則として遅くとも、前日正午迄に(月曜日の資料にあつては、土曜日正午迄に)

持つてこい、と書いてあります。

⑩でメンバーがほぼ固まりました。この閣議決定書、内閣総理大臣は岸信介さん。その下、内閣官房長官は愛知揆一さん、内閣官房副長官の花押は政務の田中龍夫さん、後の通産・文部大臣、というより今となつては「満州某重大事件」の時の田中義一総理の息子さんという方がとおりがいいかも知れません。その下のハンコは判読しづらいの



⑨「公文類聚・昭和二三年」官制一「次官會議の運営について」昭和二年八月一九日次官會議申合せ・内閣官房より通知



⑩「内閣公文・行政一般・内閣・次官會議」第一巻「事務次官等會議の構成員に総理府総務副長官を加えること等について」(昭和二年七月三〇日閣議決定)

ですが、事務副長官の岡崎英城さん^{おかざきえいじょう}でしよう。昭和四年の内務省入省ですが、昭和二年保安課長の時に公職追放。昭和三〇年衆議院議員。後の事務副長官たちとは違って、「事務」担当の官房副長官ですが、れっきとした現職国会議員です。

左側の「事務次官等会議の構成員」、これも読みづらいとお叱りを受けそうなので、職名だけ書き出しておきます。内閣官房長官、内閣官房副長官（二人）、内閣法制局次長、総理府総務副長官（新たに加わる）、以下、法務、外務、大蔵、文部、厚生、農林、通商産業、運輸、郵政、労働建設、行政管理、北海道開発、自治の各事務次官、警察庁長官、国家消防本部長、調達庁長官、この後、防衛、経済企画、科学技術の各事務次官。

なお、ずっと後のことになりますが、事務次官等会議は、平成二十一年、鳩山由紀夫内閣で廃止されます。

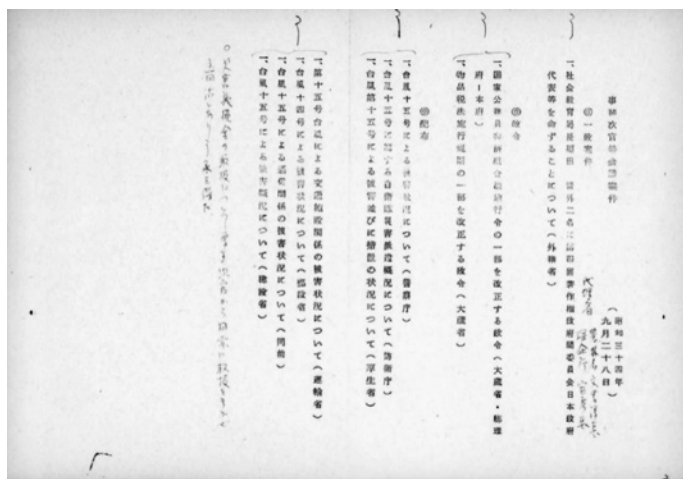
台風一五号が過ぎて行った

台風一過後、最初の事務次官等会議（以下、面倒なので「次官会議」で統一します）案件表を見てみます。

⑪の右下、代理出席は農林省が文書課長、経企庁が官房長のお二人。農地や漁港、山林の被害状況把握中の農林省は会議どころではない状態だったかも知れません。警察庁、防衛庁、運輸省、郵政省（台風一四号の報告もあります）、

建設省から台風一五号関係の配布資料があります。警察庁からの報告を見て見ます。

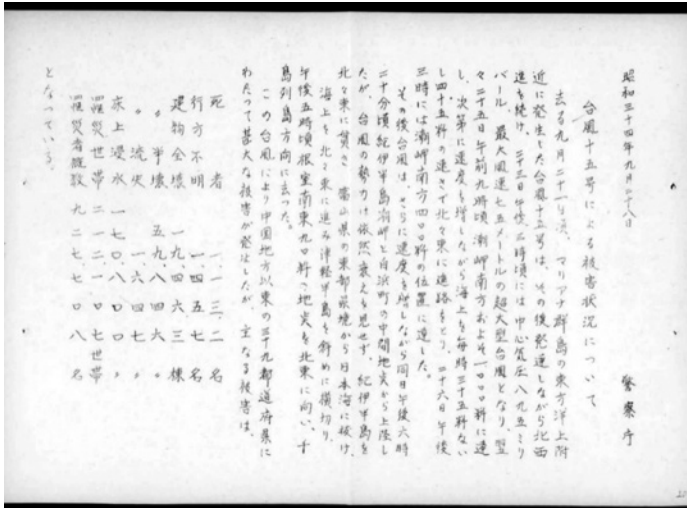
⑫はこのページから以下、県別の報告や一覧表などが続いて8ページあります。この時点での死者・行方不明者の



⑪「閣議・事務次官等会議資料」昭和三四年九月二八日事務次官等会議「案件表」

統計は二六〇〇名ぐらいいです。こういう災害被害の全体状況報告、今は内閣府や総務省消防庁が取りまとめますが、当時は警察庁だったことがわかります。

警察庁長官は柏村信雄さん。昭和九年内務省。旧制高校



⑫同上「台風十五号における被害状況について」(警察庁)

に入る前に社会人を経験しているので、いわゆる「オンケル」(旧制高校で年長の寮生を尊敬をこめて呼んだ言葉だそうです)だったはず。前年の昭和三年に長官になりましたから、「デートもできない」警察官職務執行法改正法案の担当、さらにこの翌年の安保反対デモ対応を指導します。岸総理に、

「このデモ隊は、機動隊や催涙ガスの力だけではなんともなりません。もはや残された道は、ひとつ。総理ご自身が国民の声を無視した姿勢を正すことしかありません」と進言したというエピソード(『日本戦後警察史』(官公庁資料編集会平成九年))が伝えられている硬骨漢です。戦

時中、旧満州国総務庁に在職しており、同総務庁次長だった岸総理とは旧知だったということですから、案外そういうことが言える間柄だったのかも知れません。

⑪の一番左に、手書きで、災害義援金の取り扱いについて厚生次官から日赤に取扱を任せる旨話あり了承を得たとあります。

厚生次官は安田巖さん。昭和八年内務省、戦後は厚生畑を進んで、保険局長(当時はまだ三十代です)、社会局長を経てこの年厚生事務次官。あとでまたちらっと出てまいります。

なお、この時期の閣議資料はデジタル化されていない日

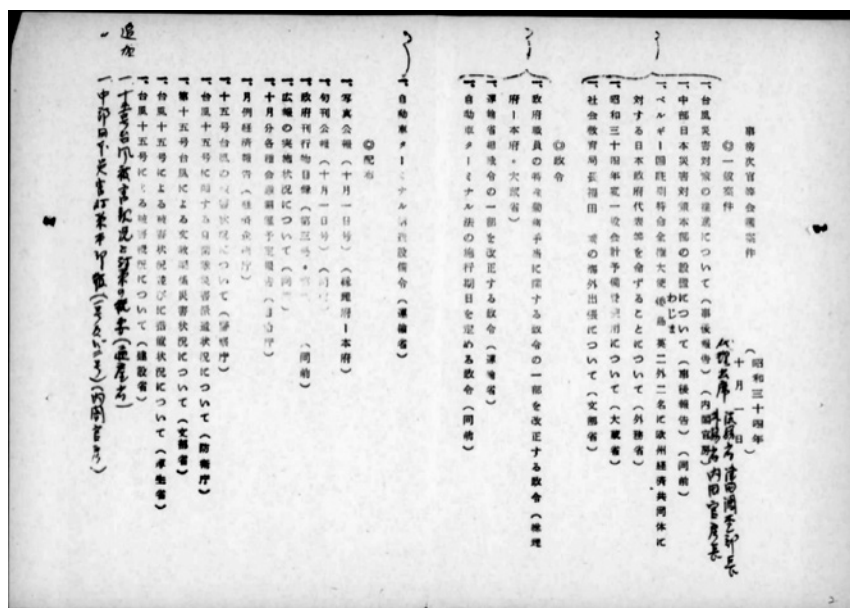
があるので（デジタルアーカイブで見られないだけで、公開されていないわけではありません。国立公文書館本館では、恩赦対象の個人名を黒塗りした写しを見ることが出来ます）。次官会議の資料を見る方が便利です。

皇太子殿下、ヘリに乗る

⑬は一〇月一日の次官会議、代理出席は法務省調査部長、外務省官房長。

右端、「◎一般案件」の最初に、「台風災害対策の推進について」（内閣に災害復旧対策協議会を置く、会長は官房長官、委員は各省事務次官等を宛てるという内容）二番目に「中部日本災害対策本部の設置について」、どちらも前日九月三〇日閣議での決定の「事後報告」です。また、左の方、「◎配布」の七番目から、ずらりと「台風十五号」の被害状況や対処状況の報告が並んでいます。御報告が遅れましたが、この時の官房長官は岸総理の懐刀と評される椎名悦三郎さん、次官会議の司会をしている事務担当副官は小笠公昭さん、どちらも元商工省官僚です。

⑭は中部日本災害対策本部の設置の閣議了解です。この本部は設置場所が名古屋、本部長は当時副総理だった益谷秀次、副本部長は「関係行政機関の政務次官・事務次官のうちから本部長が指名する者」とありますが、このほかに「本部長代行」が置かれ、自治庁長官（国務大臣）の



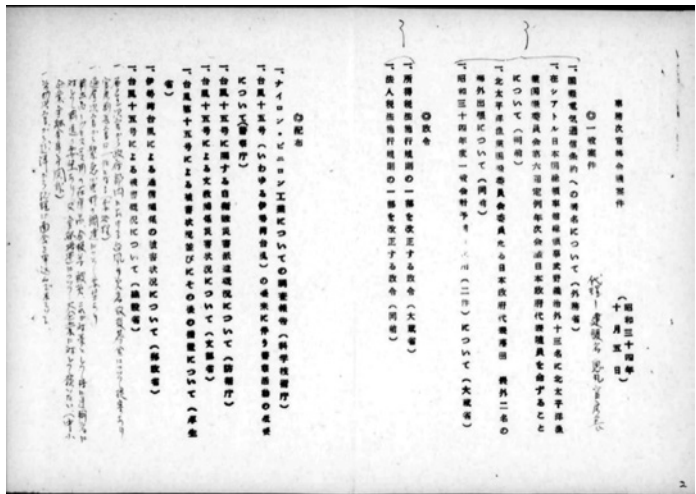
⑬「閣議・事務次官等会議資料」昭和三四年一〇月一日事務次官等会議「案件表」



⑭ 同上「中部日本災害対策本部の設置について」
(昭和三四年九月三日閣議了解)

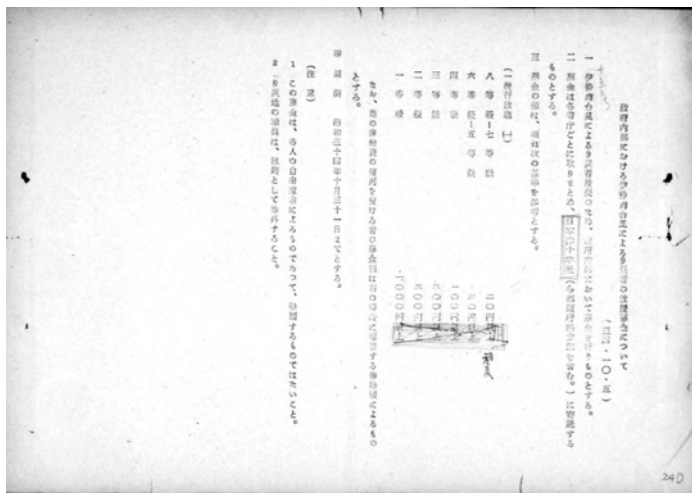
石原幹市郎^{いはらかんいちろう}さんが指名されます。
なお、九月三日閣議で、十五号台風を「伊勢湾台風」と称する旨もきめられたようですが、文書での報告はされていません。

⑮の一月五日には、左端にたくさん書き込みがあります。まず、厚生次官から、政府部内における台風り災者救護募金について提案あり官房副長官に一任となる(要処理)。この「要処理」は、自分のところ(内閣官房)でやらな



⑮ 「閣議・事務次官等会議資料」昭和三四年一〇月五日事務次官等会議「案件表」

ければならないという記入者(おそらく首席参事官)の認識でしょう。
⑯が、当日厚生次官から出された政府内部での募金要綱です。職員の給与に応じた募金額の目安が「〇〇円以上」



①⑥同上「政府内部における伊勢湾台風によるり災者の救護募金について」(三四・十・五)

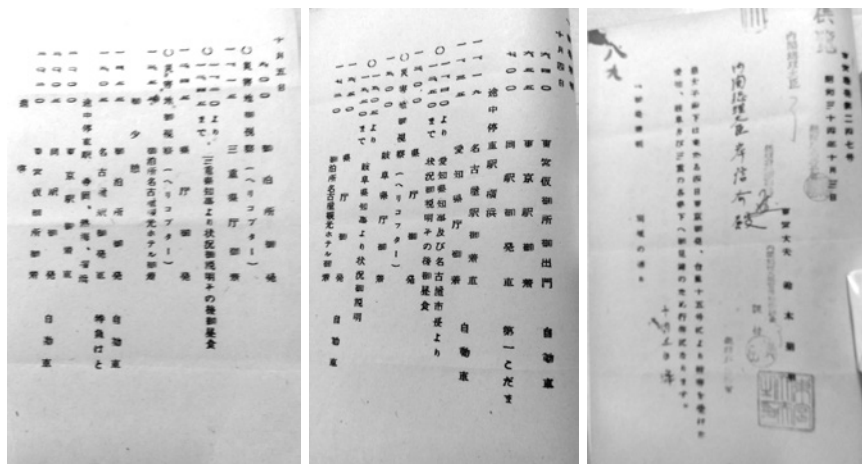
となっていたところに意見があったらしく、「程度」と書き換えられた上で「副長官一任」となったようです。このほか、①⑤左端のメモは、通産次官から、緊急で建材の調達について要望あり

そのあとに、輸出品、クリスマス用品の在庫品、合板等被災、その対策云々との発言。

最後は労働次官から、総評から総理に面会申入れあり：これは台風には関係なさそうです。

ところで、次官会議では触れられていませんが、この前日から皇太子殿下が被災地入りし、愛知、三重、岐阜をそれぞれヘリコプターで視察されました。岸総理と関係知事も同乗されていますが、ヘリコプターでの行啓はあまり先例も無く、直前の一〇月二日に救助作業中の米軍ヘリが墜落するという事故が起こっており、この年四月に御成婚されたばかりの皇太子周辺はそれなりにご心配ではなかったかと拝察します。

①⑦の日程によれば、四日に一回、五日に二回ヘリに乗られることになっています。当時は新幹線が無いから、東京駅発七時の第一こだまで名古屋に到着は一時一五分だったんですね。なお、台風で一部不通になった東海道線ですが、二八日に全通しています。わたしの知友のHさんは生まれたばかりで、母上が東京の実家から九州の婚家に帰る途中に台風で全面ストップ、名古屋で「おむつも無い」状態だったそうですが、一〇月のあたまごろまでには九州に到着したのではないでしょうか。



⑰「総理府公文」国政一般・皇室「行幸、行啓」昭和三三年～三四年第二巻 東宮大夫から内閣総理大臣宛て（昭和三四年一〇月三日）（筆者撮影）

「臨時台風科学対策委員会」

⑱の左端手書き部分の二番目の「一」をご覧ください。
一〇月八日の次官会議で何やらもめています。

一 臨時台風科学対策委員会の設置とのよし（追加件名）は保留とし、大蔵省、行政管理庁等関係省と充分協議の上、次の次官会議に出すよう取扱うこと

とされています。

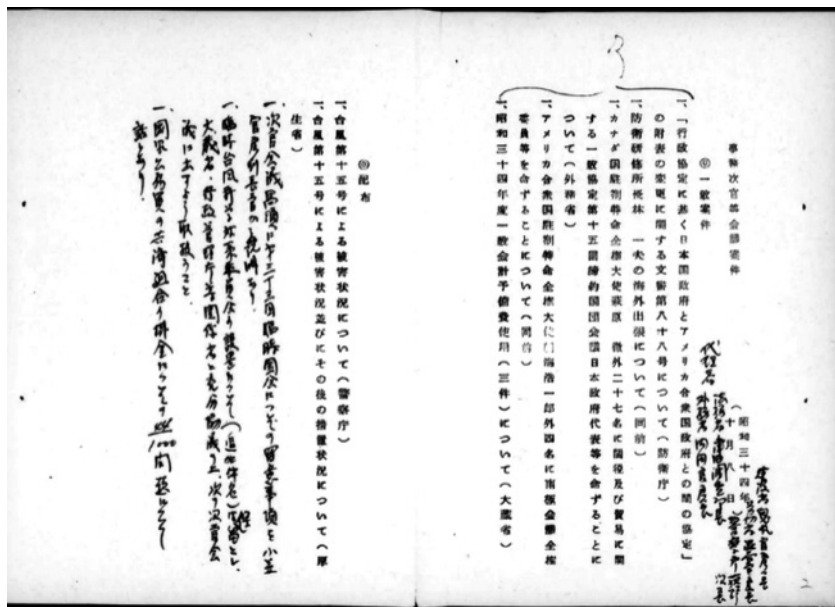
この日の会議に、科学技術次官から⑲の資料が提出されました。右下の方に、明日九日の日付で「閣議了解案」とされていますが、その場で削除線が引かれています。また、「注」のあたりに×印があります。「注」では、本件は、九月二十九日の閣議で科技庁長官から話し、了解をもらったもの、との趣旨が記載されていますが、これに対して、左の方に矢印が引かれて、

「金がかかる」

大蔵省はきいていない。「松本副長官」（※政務副長官のことです）は閣議ではきいていない。「明日まで検討する閣議了解」行管

ともめているらしいワクワクするようなメモがあります。結局、右上にあるように「保留」次の次官会議、という扱いになりましたが・・・。

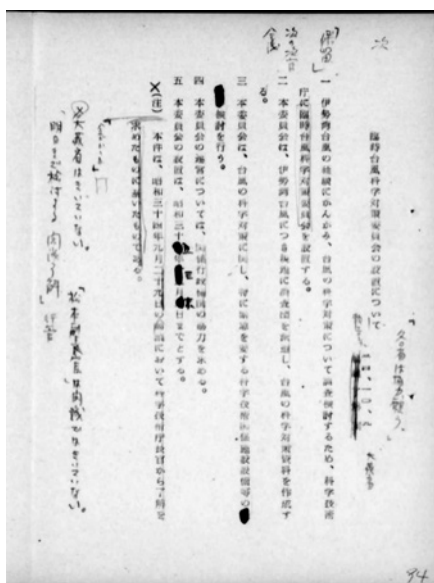
⑳の一〇月一二日の次官会議を見てください。



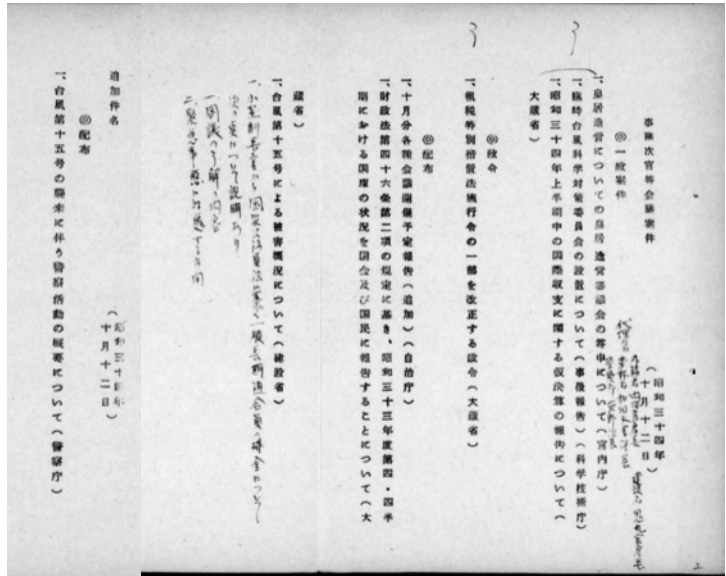
⑮「閣議・事務次官等会議資料」昭和三四年一〇月八日事務次官等会議「案件表」

一般案件の二番目に「臨時台風科学対策委員会の設置について」が入っていて、ここで議論されるのかと思いきや、「しれー」と、すでに閣議で了解された「事後報告」となっています。これに対して特に誰も異議を挟んでないので、八日の議論のあと、根回しが済んだのでしょう。既に科学技術庁長官が閣議で実質的に了解をもらっている（政務副長官は「聞いてない」と言っていました）、というのも大臣の考えには抵抗できない、という次官たちの暗黙の合意があったのかも・・・。

⑮を⑮と比べると、一の後半で、委員会が「関係行政機関の職員をもって構成する」とされたこと、五に設置期限

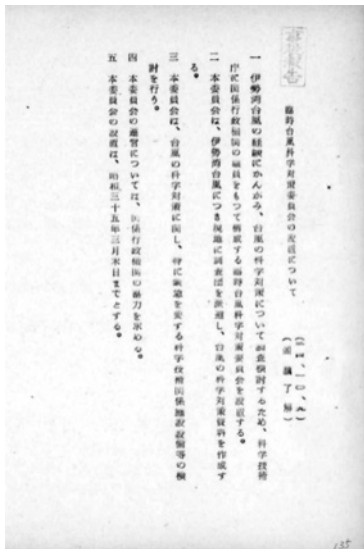


⑮同上「臨時台風科学対策委員会の設置について」三四・一〇・九閣議了解案

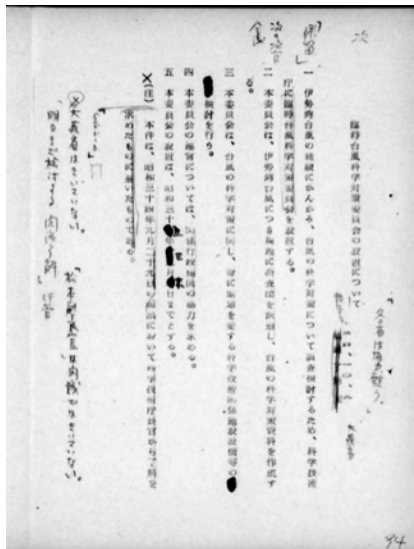


②「閣議・事務次官等会議資料」昭和三十四年一〇月一二日事務次官等会議「案件表」

（三十四年度末）が設けられたことが違いますね。見事な大
人の「落としどころ」だったのでしょう。



②同上「臨時台風科学対策委員会の設置について」三四・一〇・九閣議了解（事後報告）



①前出

第三国会が始まる

各回の次官會議を追いかけていきたいところなのですが、国家公務員共済の問題や国税徴収法施行令のことなど、話題が台風から外れていきますし、一方、一〇月二八日から、いよいよ「災害国会」といわれた第三国会が開催されます。政府はこれに三〇件近い災害関連法案の提出を予定しており、この提出法案を閣議にかけるための事前整理が次官會議の主たる案件になっていきます。なので、案件表はしばらく飛ばします（どうぞデジタルアーカイブで見てください）。

次は一月に入って、二日の次官會議の案件表②を見てみます。

②の左端にメモ、読みづらいのですが、一番左端の○は、
○災害関係法律案の取扱について党と未調整のもの（党政調会未調整のものを含む）は明後日の閣議にかける。党と調整の結果修正のあったものについては持ち廻りその他の方法によって善後処置をとる。

と読めます。この案件表はこの後のページで国会提出予定の法案が多数出てくるのですが、その中には黒線で消されているものもあり、上記メモに沿った「善後処置」中なのだと思います。いわゆる与党事前審査制が確立するのは昭和三〇年代後半池田内閣のころとされていますが、こ

事務次官等會議案件
(昭和三十四年十一月二日)

① 一般案件

- 科学技術庁
 - 富士製鉄株式会社の高炉工場増設及びそれに必要を機械輸入の先めの国際復興開発銀行からの外資の受入に關する日本国政府と国際復興開発銀行との間の保証契約の締結について（外務・大蔵・通商産業省）
 - 八幡製鉄株式会社の高炉工場増設及びそれに必要を機械輸入の先めの国際復興開発銀行からの外資の受入に關する日本国政府と国際復興開発銀行との間の保証契約の締結について（同前）
- 法律案
 - 農地買収者開闢調査会設置法案（総務府・本府）
- 政令
 - 昭和三十四年八月の未曾又は同年八月及び九月の風水害を受け尤中小企業者に対する固有の機械等の被災補償に關する特別補償法案（大蔵省）
 - 証券業者の登録、資本の額、純財産額及び営業用納税本額等に關する政令の一部を改正する政令（大蔵省）
 - 配布
 - 政府刊行物目錄（第三編・第十号）（総務府・本府）
 - 広島の震災状況について（同前）
 - わが国の教育水準（文科省）

（以下、手書きのメモが多数あり、内容は上記の項目に関連する詳細な説明や補足を含む）

②「閣議・事務次官等會議資料」昭和三四年——月二日事務次官等會議「案件表」

の時期にはすでに実行されていたことがわかります。

台風季節は過ぎた・・・

台風に関する次官会議での議論は徐々に減ってきてました。しかし、次の問題が出てきます。

⑳は一九日の会議です。途中のページを省略しましたが、最後の左から二つめの○に気になるメモが現われます。

二十七日、安保改定阻止運動 東京十万

十二月十日 第九次の大会

各省庁の職員組合等に対して職場規律について注意されたい

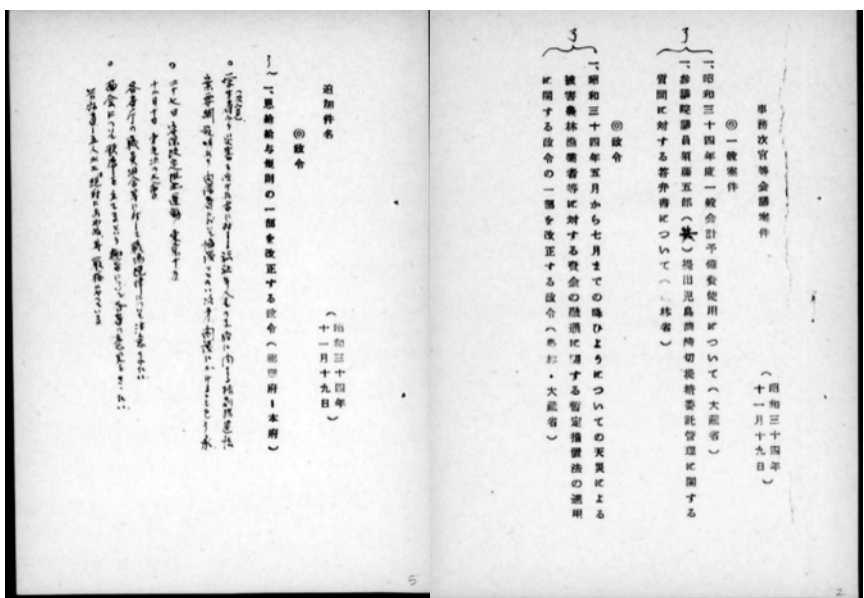
誰からの発言かは不明。いよいよ安保問題が迫ってきました。

十一月三〇日の次官会議では、二十七日の阻止行動について警察庁から報告がなされています(㉔)。一枚目は警備配置の概要ですが、二枚目以降を見ていくと、警察官三百名以上が負傷、さらに逮捕した学生の学校名や実名も出てくる生々しい記録です。

一方、十二月一日に、中部日本災害対策本部が廃止された旨、十二月三日の次官会議に事後報告があります(省略)。

現地もほぼ落ち着いてきたのでしょうか。

しばらく飛んで十二月一七日、二枚目㉕の最後に、一と二のメモがあります。



㉔ 「閣議・事務次官等会議資料」 昭和三四年一一月一九日事務次官等会議「案件表」

[illegible]

— 57 —

このメモは伊勢湾台風とは関係がないのですが、

一 大蔵次官

(一) ○沖繩の台風被害の救護のため総理府と打合せの
と

閣議に予備費支出を提出するかもしれない 御
了解を乞う

○南方援護会を通ずることになろう

(二) 予算編成方針、明十八日の閣議となるやもしれ
ず(極秘)

二 厚生次官から、北鮮帰還について報告あり

と読み取れます。この時期の重い課題がいくつか垣間見
えます。

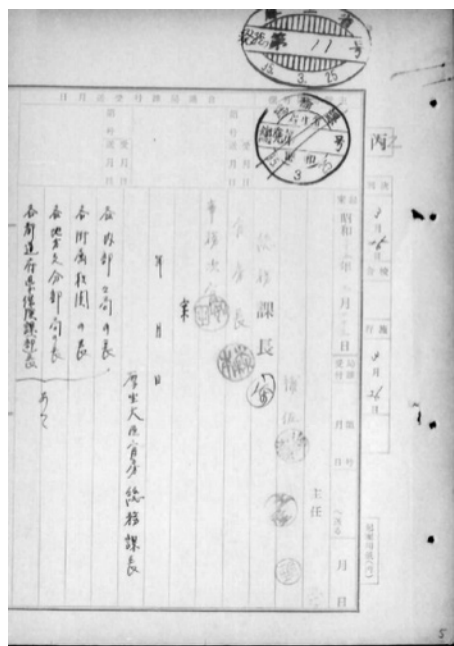
「南方援護会」とメモられているのは、「南方同胞援護会」
のことです。同会は昭和三二年総理府所管の財団法人とし
て設立され、翌三三年には「南方同胞援護会法」(昭和三
二年法律第一六〇号)により「特殊法人」と位置付けられ、
施政権のない日本政府に代わって、沖縄住民への各種援護
や日米間の交渉に大きな役割を果たしたと評価されます。

救護募金のリアル

②⑤の大蔵次官の発言に対応して、厚生省がいい文書を遣
してくれています。

②⑥は、三五年の三月一〇日付けで南方同胞援護会から総

理府総務副長官を経て前年の台風災害への支援募金への協
力依頼があったので、各部署(都道府県の関係課含む)へ
協力依頼を出したもので、次官まで決裁を取っています。前
年一二月から時間が経過していますが、総務副長官からの
文書を見ると、三月～五月の端境期に現地の食糧事情が悪
くなってきたそうなので、この時期に依頼があったようです。
その後、六月九日に総務課長から南方同胞援護会に送っ
た募金結果が②⑦です。さらに、同文書に綴られている資料



②⑥「厚生省官房発議文書」昭和三五年「沖縄の台風被害に対す
る救護金の募集について」(昭和三五年三月二五日官房総務課
長から各部署局長等宛て)

②⑦同上「沖繩の台風被害に対する救援金について」（昭和三五年六月九日総務課長から南方同胞援護会長宛て）

から、そのころ厚生省で働いていた「普通の公務員」たちの姿が少し垣間見られます。

②⑧だけではどう合計しても総額に足りないので全課分ではないと思いますが、各位の申し込み額もわかります。あ、後の社会保険庁長官、衆議院議員を見つけた！ 二〇円です。

沖繩の台風被害に対する救援金について

一 金額 一萬八千五百四十八円

二 内訳

三 署名者 〇〇〇

四 寄附団体名 (〇〇〇)

五 〇〇〇

六 〇〇〇

七 〇〇〇

八 〇〇〇

九 〇〇〇

十 〇〇〇

十一 〇〇〇

十二 〇〇〇

十三 〇〇〇

十四 〇〇〇

十五 〇〇〇

十六 〇〇〇

十七 〇〇〇

十八 〇〇〇

十九 〇〇〇

二十 〇〇〇

二十一 〇〇〇

二十二 〇〇〇

二十三 〇〇〇

二十四 〇〇〇

二十五 〇〇〇

二十六 〇〇〇

二十七 〇〇〇

二十八 〇〇〇

二十九 〇〇〇

三十 〇〇〇

三十一 〇〇〇

三十二 〇〇〇

三十三 〇〇〇

三十四 〇〇〇

三十五 〇〇〇

三十六 〇〇〇

三十七 〇〇〇

三十八 〇〇〇

三十九 〇〇〇

四十 〇〇〇

四十一 〇〇〇

四十二 〇〇〇

四十三 〇〇〇

四十四 〇〇〇

四十五 〇〇〇

四十六 〇〇〇

四十七 〇〇〇

四十八 〇〇〇

四十九 〇〇〇

五十 〇〇〇

五十一 〇〇〇

五十二 〇〇〇

五十三 〇〇〇

五十四 〇〇〇

五十五 〇〇〇

五十六 〇〇〇

五十七 〇〇〇

五十八 〇〇〇

五十九 〇〇〇

六十 〇〇〇

六十一 〇〇〇

六十二 〇〇〇

六十三 〇〇〇

六十四 〇〇〇

六十五 〇〇〇

六十六 〇〇〇

六十七 〇〇〇

六十八 〇〇〇

六十九 〇〇〇

七十 〇〇〇

七十一 〇〇〇

七十二 〇〇〇

七十三 〇〇〇

七十四 〇〇〇

七十五 〇〇〇

七十六 〇〇〇

七十七 〇〇〇

七十八 〇〇〇

七十九 〇〇〇

八十 〇〇〇

八十一 〇〇〇

八十二 〇〇〇

八十三 〇〇〇

八十四 〇〇〇

八十五 〇〇〇

八十六 〇〇〇

八十七 〇〇〇

八十八 〇〇〇

八十九 〇〇〇

九十 〇〇〇

九十一 〇〇〇

九十二 〇〇〇

九十三 〇〇〇

九十四 〇〇〇

九十五 〇〇〇

九十六 〇〇〇

九十七 〇〇〇

九十八 〇〇〇

九十九 〇〇〇

一百 〇〇〇

合計 一萬八千五百四十八円

昭和三五年六月九日

沖繩の台風被害に対する救援金について

一 金額 一萬八千五百四十八円

二 内訳

三 署名者 〇〇〇

四 寄附団体名 (〇〇〇)

五 〇〇〇

六 〇〇〇

七 〇〇〇

八 〇〇〇

九 〇〇〇

十 〇〇〇

十一 〇〇〇

十二 〇〇〇

十三 〇〇〇

十四 〇〇〇

十五 〇〇〇

十六 〇〇〇

十七 〇〇〇

十八 〇〇〇

十九 〇〇〇

二十 〇〇〇

二十一 〇〇〇

二十二 〇〇〇

二十三 〇〇〇

二十四 〇〇〇

二十五 〇〇〇

二十六 〇〇〇

二十七 〇〇〇

二十八 〇〇〇

二十九 〇〇〇

三十 〇〇〇

三十一 〇〇〇

三十二 〇〇〇

三十三 〇〇〇

三十四 〇〇〇

三十五 〇〇〇

三十六 〇〇〇

三十七 〇〇〇

三十八 〇〇〇

三十九 〇〇〇

四十 〇〇〇

四十一 〇〇〇

四十二 〇〇〇

四十三 〇〇〇

四十四 〇〇〇

四十五 〇〇〇

四十六 〇〇〇

四十七 〇〇〇

四十八 〇〇〇

四十九 〇〇〇

五十 〇〇〇

五十一 〇〇〇

五十二 〇〇〇

五十三 〇〇〇

五十四 〇〇〇

五十五 〇〇〇

五十六 〇〇〇

五十七 〇〇〇

五十八 〇〇〇

五十九 〇〇〇

六十 〇〇〇

六十一 〇〇〇

六十二 〇〇〇

六十三 〇〇〇

六十四 〇〇〇

六十五 〇〇〇

六十六 〇〇〇

六十七 〇〇〇

六十八 〇〇〇

六十九 〇〇〇

七十 〇〇〇

七十一 〇〇〇

七十二 〇〇〇

七十三 〇〇〇

七十四 〇〇〇

七十五 〇〇〇

七十六 〇〇〇

七十七 〇〇〇

七十八 〇〇〇

七十九 〇〇〇

八十 〇〇〇

八十一 〇〇〇

八十二 〇〇〇

八十三 〇〇〇

八十四 〇〇〇

八十五 〇〇〇

八十六 〇〇〇

八十七 〇〇〇

八十八 〇〇〇

八十九 〇〇〇

九十 〇〇〇

九十一 〇〇〇

九十二 〇〇〇

九十三 〇〇〇

九十四 〇〇〇

九十五 〇〇〇

九十六 〇〇〇

九十七 〇〇〇

九十八 〇〇〇

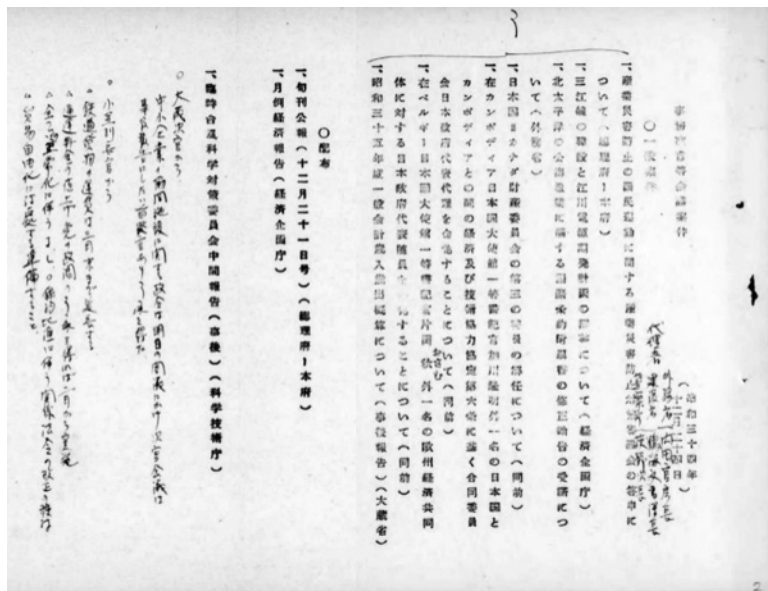
九十九 〇〇〇

一百 〇〇〇

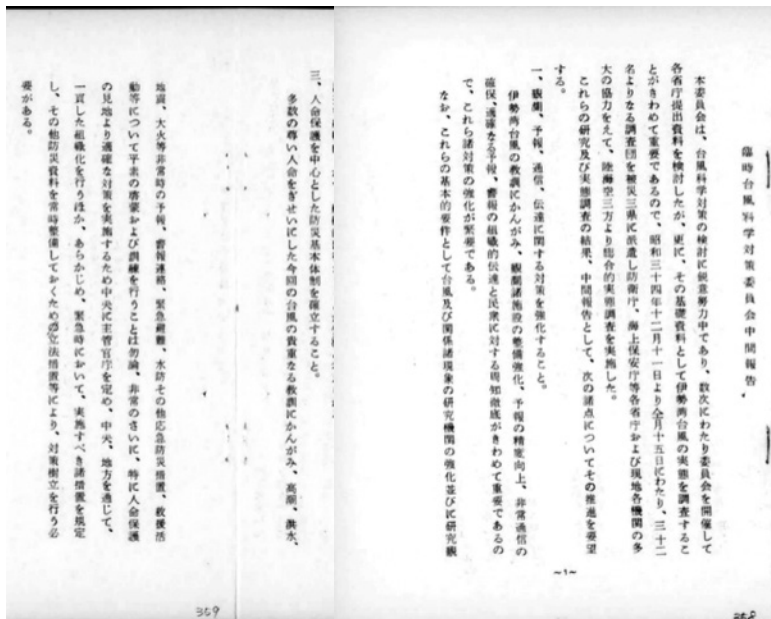
合計 一萬八千五百四十八円

昭和三五年六月九日

②⑧同上添付資料



②「閣議・事務次官等会議資料」昭和三十四年一二月二四日事務次官等会議「案件表」



③同上「臨時台風科学対策委員会中間報告」

嵐の年の末

②⑨も途中を省略していますが、配布資料の最後に、「臨時台風科学対策委員会中間報告」があります。①⑨でもめていた委員会から、中間報告が出ました。「事後」ですから、先に閣議に報告されています。

③⑩によれば、委員会の報告は、

一 観測、予報、通信、伝達に関する対策を強化すること。
二は省略させていただきますが、

三 人命保護を中心とした防災基本体制を確立すること。
とあって、平素の啓蒙、訓練、非常時の人命保護の見地からの適確な措置を実施のため、中央に主管官庁を定め、中央・地方を通じて一貫した組織化、緊急時における諸措置を規定し、防災資料を常時整備しておくための立法措置等の対策樹立を求めています。

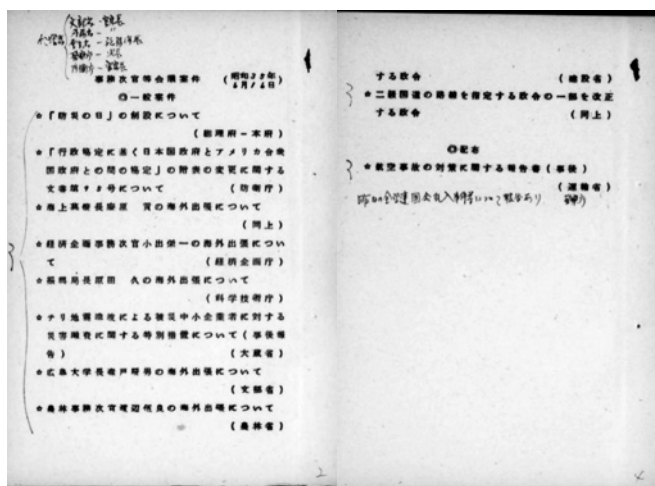
このあと二転三転しながら、この報告の流れに沿って、やがて中央防災会議の設立と防災機関の指定、地方公共団体と国の責務を明記した災害対策基本法の制定（昭和三十六年法律二三三号）と、さらにひと悶着あつての施行（三十七年七月一〇日）、緊急災害時の対応についての一部改正…、そして来年の防災庁設置、と現代まで続く災害対策の骨格が作られていくことになります。

これで昭和三四年の事務次官等会議は終了しました。

「防災の日」が決まりました

少し時間が飛びますが、最後に③①の次官会議を見ておきたいです。おっと横書きになった！

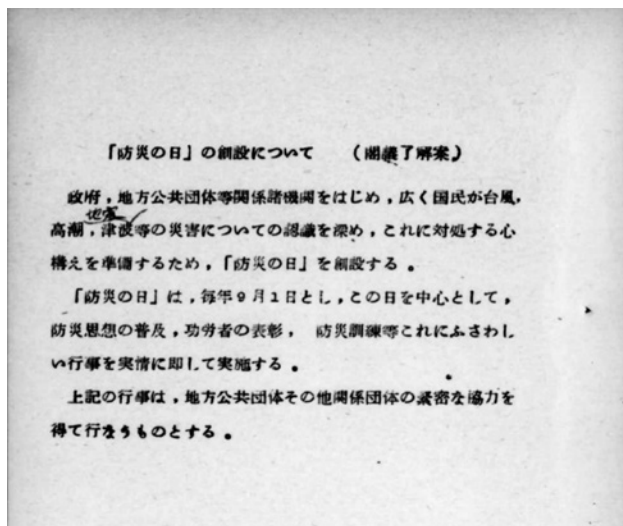
そうなんです、この昭和三五年度の正月から、次官会議も



③①「閣議・事務次官等会議資料」昭和三十五年六月一六日事務次官等会議「案件表」

閣議も案件表が横書きになります。なったあとまた縦書きになったり、しばらく並行し、春ごろからはすべて横書きになります。

③①の一件目、「防災の日」の創設について。これは事後報告ではありません。一方、右端、最後に手書きで、「昨日の全学連国会乱入事件等について報告あり（警察庁）」と



③②同上「「防災の日」の創設について」（閣議了解案）

あります。特に資料はありませんが、戦後日本の分水嶺のような、政治の台風の中にある次官会議です。

③③を見ると、どこかで誰かが「地震」を忘れているのを指摘してくれたみたいで、このままの形で、翌日の閣議で了解されました。

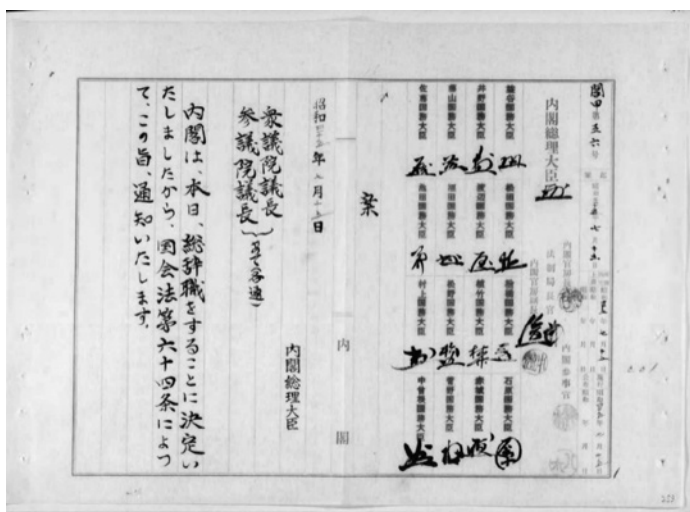
清風自来

③④は岸内閣の総辞職の閣議書です。右列の一番下に花押でなく「石原」と書いて○で囲んであるのが、中部日本災害対策本部本部長代行として現地で活躍した石原自治庁長官（七月一日から初代自治大臣）のサイン。石原幹市郎さんは岡山県出身、昭和元年東京帝大卒、内務省に入省、若いころは警保局にいたそうですが、戦中から戦後にかけては国民健康保険法の立案・施行や食糧確保などに活躍、官選から民選の初代福島県知事となって、奥只見開発で名を馳せ、昭和二四年から参議院議員。伊勢湾台風対策ではまさに陣頭指揮を取って、スタッフからの信頼も篤かったといわれます。

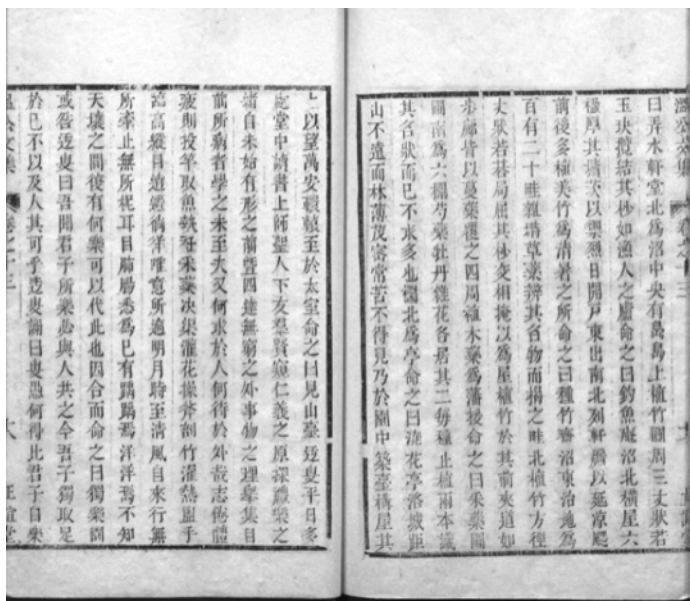
俳句も嗜んだという石原長官の座右の銘が北宋の名臣・司馬光の「清風自来」（清風おのずから来たる）。

③④をご覧ください。漢字ばかりで頭がぐるぐるしてきそうですが、北宋の熙寧六年（一〇七三）、隠退中の司馬光が洛陽に庭園を設け、「独樂園」と名付けたので、それを

記念して作った文章です。左ページ六行目、下の方、
 ……(庭園を) ……のおもむくままに散策していると、
 明月時至、清風自来。(明月時に至り、清風おのずから
 来たる)



③③「内閣公文」行政一般・一般・内閣昭和三〇年から三五年 第一巻「内閣総辞職について」(昭和三五年七月一五日)



③④正誼堂全書・司馬溫公文集卷一三より「独楽園記」。正誼堂全書は清の康熙二四年(一六八五)、張伯行が出版した諸葛孔明をはじめとした歴代の正義のひとたちの文集です。

明るい月は時おり光を射し入れ、清々しい風は放つてお
 いても吹いてきてくれる。そんな中をわたしは、あてもな
 くさまようのである・・・。
 とあります。いい言葉ですね。



福井 ひとし (ふくい・ひとし) 氏

一九六二年三重県生、東京大学法学部卒、八五年から総務省、内閣官房、復興庁、沖縄総合事務局等に勤務。内閣府参事官として公文書管理法の制定に参画、その後、福岡大学教授、内閣審議官、国立公文書館理事、日本学術会議事務局長、迎賓館長を経て、二〇二二年から国立公文書館で首席研究官。役人時代、国会予算委員会で答弁、総理と米大統領を先導、そして今、両憲法の原本と毎日一緒に暮らしている、のが人生三大レガシー！（イラストも筆者）

安保、テロの政治の

台風が過ぎた後、我が国には高度経済成長がやってきます。それもまた別の台風であったかも知れません。いづれにしろ、台風より、自ずから来たる清風にこそ吹かれない、と筆者は思うのですが、読者諸姉兄においては如何でしょうか。

（参考資料）

本文中に明記した

倉沢厚「日本の空を見つめ

て 気象予報と人生」（岩

波現代文庫二〇一三）

気象庁「気象百年史」（本文・

資料編）（日本気象学会

昭和五〇年）

官公庁資料編纂会「日本戦

後警察史」（官公庁文献

研究会平成九年）

のほか、

国立国会図書館デジタルライブラリー

国立公文書館所蔵資料・デジタルアーカイブ

アジア歴史資料センター・アジア歴グロッサリ

伊藤博等「天気予報論」（地人書館 昭和三二年）

古川武彦「日本の気象観測と予測技術史」（丸善出版社令和六年）

若林悠「日本気象行政史の研究 天気予報における官僚制と社会」（東京

大学出版会二〇一九）

岡部俊夫編「清風自來 石原幹市郎伝」（石原幹市郎記念誌刊行会一九九

二）

全国防災協会「わが国の災害誌一九六五」（全国防災協会昭和四〇年）

中部日本新聞社「伊勢湾台風の全容」（昭和三四年）

防災行政研究会編「逐条解説 災害対策基本法（第二次改訂版）」（ぎよ

うせい平成一四年）

塩澤君夫等「愛知県の百年」（県民百年史23）山川出版社一九九三）

※国立公文書館のみなさん、いろいろありがとうございます。